



## 第1章 基本的事項

### 1) 計画の期間

#### <計画期間>

- 本計画の計画期間は、環境基本計画の計画期間と整合を図り、平成29年度から平成32年度の4年間とします。

**計画期間 平成29年度～平成32年度**

#### <目標年度>

- 目標年度について、「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き（環境省、平成26年）」（以下、「手引き」という。）では、短期目標だけでなく、中長期的な目標についても設定することを推奨しています。このため、本計画では、持続可能な社会の実現を目指した長期的な展望のもと、次の2つの目標年度を設定します。

○短期目標：平成32年度・・・計画期間の最終年度

○中期目標：平成42年度・・・国の地球温暖化対策計画の中期目標年および推奨年度

### 2) 算定対象

- 本計画で対象とする温室効果ガスの種類と部門は、以下のとおりです。

対象となる温室効果ガスの種類とその特徴

| 温室効果ガス                    | 性質                                  | 用途・排出源                | 地球温暖化係数* |
|---------------------------|-------------------------------------|-----------------------|----------|
| 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )  | 代表的な温室効果ガス。                         | 化石燃料の燃焼 等             | 1        |
| メタン (CH <sub>4</sub> )    | 天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。              | 稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て 等 | 25       |
| 一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O) | 窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物などのような害はない。 | 燃料の燃焼、工業プロセス 等        | 298      |

\* 地球温暖化係数とは、それぞれの温室効果ガスが持つ温室効果の程度を示す値で、二酸化炭素を1とした場合、メタンは25倍、一酸化二窒素は298倍高い温室効果をもっている。



## 市域からの温室効果ガス排出状況を把握する部門

| 部門名  | 業種                                                                                                       | 関連する温室効果ガス                                         |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 産業   | 第1次産業および第2次産業（農林業、鉱業、建設業、製造業）が該当。<br>製造工程などで消費されるエネルギーから排出される温室効果ガスが対象。ただし、自動車に関するものは除く。                 | CO <sub>2</sub>                                    |
| 民生家庭 | 家庭生活が該当。<br>生活の中で消費されるエネルギーなどから排出される温室効果ガスが対象。ただし、自動車に関するものは除く。                                          | CO <sub>2</sub>                                    |
| 民生業務 | 第3次産業（小売業・卸売業、飲食業、宿泊業、娯楽業、病院、情報通信等）が該当。地方公共団体も含む。<br>事業活動などで消費されるエネルギーから排出される温室効果ガスが対象。ただし、自動車に関するものは除く。 | CO <sub>2</sub>                                    |
| 運輸   | 自動車、鉄道が該当。<br>輸送機械のエネルギー消費により排出される温室効果ガスが対象。                                                             | CO <sub>2</sub>                                    |
| 廃棄物  | 家庭、産業、事業からの廃棄物の処理や排水処理等により排出される温室効果ガスが対象。                                                                | CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O |
| 農業   | 水田の作付、家畜の飼養、家畜の排泄管理、耕地での肥料の使用などにより排出される温室効果ガスが対象。                                                        | CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O                  |

## 3) 算定方法

- 本計画では、手引きの手法に基づき、対象とする温室効果ガスを設定し、本市の排出量を算定しています。
- 温室効果ガス排出量の算定には、温対法の施行令第3条に規定されているエネルギー種別温室効果ガス排出係数（以下、「排出係数」という。）を用いることとしますが、電気の排出係数については、関西電力株式会社から毎年公表されている値を用いることとします。



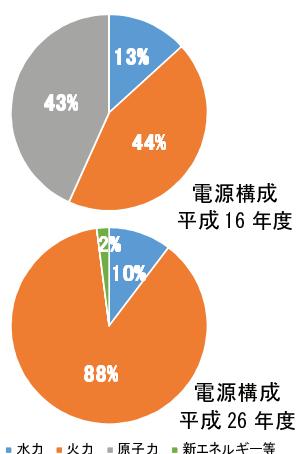
## Topic⑧ 排出係数について

## ■排出係数って？

排出係数とは、活動量（使用量や就業人数など）あたりの温室効果ガス排出量のことです。電気の場合、排出係数は 1kWhあたりの温室効果ガス排出量 (0.531kg-CO<sub>2</sub>/kWh) となります。

## ■電気の排出係数について

電気の排出係数は、電源構成（発電方法別の構成）によって左右され、二酸化炭素を多く排出する火力発電などの割合が増加すれば係数の値が上昇します。関西電力株式会社が公表している電源構成をみてみると、東日本大震災発生前の平成16年度は、二酸化炭素を多く排出する火力発電と二酸化炭素を排出しない原子力発電がほぼ同じ割合なのに対し、原発停止後の平成26年度は、火力発電が88%と電源構成の大半を占めており、二酸化炭素が多く排出されていることが分かります。



資料：関西電力株式会社 HP より